

青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に係る所掌事務の見直しが行われたことに伴う所要の改正をするため、提案するものである。

2 改正内容

青森市水道事業条例では、第4条において給水装置の新設等の申込みについて、第36条において給水装置の基準違反に対する措置について定め、それぞれ水道法第16条の2第3項ただし書を引用している。

今般、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管※することを主な内容とする「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う水道法の一部改正（令和5年5月26日公布、令和6年4月1日施行）により、水道法第16条の2第3項ただし書が改められたことに伴い、本条例の一部を改正する。

〔※水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって、水質又は衛生に関する事務を環境省に、それ以外の事務を国土交通省に移管〕

■水道法第16条の2第3項ただし書中「厚生労働省令」→「国土交通省令」

○青森市水道事業条例（抜粋）

（給水装置の新設等の申込み）

第四条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去(法第十六条の二第三項ただし書の厚生労働省令)で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下「給水装置の新設等」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第三十六条（略）

2 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該工事が法第十六条の二第三項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 施行期日

令和6年4月1日